

新潟県人権教育基本方針実践のための

教職員研修の手引き

「新潟県人権教育基本方針」（以下「基本方針」という。）は、人権教育のねらいや方向性を明らかにし、市町村教育委員会、学校及び社会教育施設等での人権教育、同和教育の取組の一層の進展を図ることを目的として、平成22年9月に制定しました。

近年では、インターネットによる人権侵害など人間の尊厳をめぐる様々な問題が生じるなど、社会情勢が大きく変化していることから、令和3年3月に「基本方針」を改定し、これを踏まえ、「教職員研修の手引き」（平成26年5月発行）の見直しを行いました。本資料を様々な研修等の場で活用し、人権に関する正しい認識に基づいて、差別や偏見をなくそうとする意志や行動力をもった児童生徒を育てていきましょう。



新潟県人権教育基本方針	1
I 章 人権教育についての考え方	4
1 新潟県人権教育基本方針を受けて	4
2 同和教育を中核にした人権教育の推進	6
II 章 計画的、組織的な人権教育の推進	10
1 人権教育の推進体制	10
2 全体計画及び年間指導計画の工夫、改善	12
3 校種間、家庭・地域、関係機関との連携	16
III 章 効果的な教職員の研修	18
1 小・中学校における効果的な研修	18
2 高等学校における効果的な研修	20
3 社会教育の場を生かした効果的な研修	23
IV 章 個別の人権課題解決のために	26
1 女性	27
2 子ども・若者	27
3 高齢者	28
4 障害者	29
5 同和問題	30
6 外国人	31
7 感染症患者等	31
8 新潟水俣病被害者	32
9 北朝鮮による拉致被害者	33
10 犯罪被害者やその家族	34
11 刑を終えて出所した人等	34
12 性的指向・性自認を理由とする偏見や差別	35
13 様々な人権問題	35
参考資料等	37

新潟県人権教育基本方針

平成22年9月1日制定
令和3年3月26日改定
新潟県教育委員会

人間は、自由と平等のもと、すべての人々の基本的人権を尊重し、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現しなければならない。しかし、日常生活においては、人間の生命や尊厳等に関わる様々な問題が発生しており、近年は、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題も生じている。これらの問題解決には、社会情勢の変化等を踏まえた多様な学習機会をととして人権教育を推進していく必要がある。

人権教育の目的は、すべての人々に人権尊重の精神の涵養を図ることである。そのためには、すべての人々が、相互に個性や多様性を認め合い、人権が保障されていることを自覚できるとともに、人権問題を自己の問題として考えることが重要である。そして、幼児期からの発達の段階や社会情勢の変化等を踏まえつつ、学校教育、社会教育において、人権教育をさらに充実する取組が不可欠である。

本県においては、同和教育基本方針や新潟県人権教育・啓発推進基本指針に基づいて、人権尊重の意識の醸成を志向し、部落問題への理解を通じて同和教育を中核にした人権教育に取り組み、偏見や差別をなくする意志と行動力をもった人間を育成する教育や学習機会の拡充に努めてきた。

新潟県教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法等の精神にのっとり、国の動向やこれまでの取組の成果と課題を踏まえるとともに、新潟県人権教育・啓発推進基本指針に基づき、様々な人権問題の解決のため、県民一人一人が人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指し、以下の方針により、人権教育を推進する。

人権教育推進の基本姿勢

- 1 学校教育及び社会教育におけるすべての学習機会をととして、人権尊重の精神に基づき、一人一人の個性や多様性を認め合い、自他の人権を守る行動力の育成を図る人権教育を推進する。
また、教育における主体性や中立性を保持するとともに、学校園、家庭、地域、様々な機関等が連携し、社会全体で人権尊重の精神を育むことができるよう努める。

学校教育における人権教育

- 2 学校教育においては、差別の現実深く学び、幼児児童生徒や保護者、地域と深くかかわるといった「かかわる同和教育」の理念を踏まえ、一人一人を大切にしながら、人権が尊重される学級づくり、学校園づくりを全校体制で行う。
また、幼児期からの発達の段階に応じた計画的・組織的な人権教育を行い、人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を養い、互いに自他の大切さを認め合う態度や行動力を身に付けさせる。その際、インターネットやSNSの使用に当たって、他者の人権を侵すことがないよう確実に指導する。

社会教育における人権教育

- 3 社会教育においては、すべての人々の人権が尊重される地域社会づくりを目指して、社会教育施設等を活用し、社会情勢の変化や学習者のニーズ等に応じ、多様な学習情報や学習プログラムを提供するなどして、人権に関する理解を深め、様々な人権問題に関する学習の充実に努める。
また、地域における人権教育、同和教育の指導者を養成する。

家庭教育への支援

- 4 学校教育及び社会教育をととして、家族全員が家庭内外において自他の人権を尊重し合えるよう、家庭への人権に関する理解や様々な人権問題に関する学習機会の提供、情報発信等を行うことなどにより、家庭における教育力向上を支援する。

教職員等の研修

- 5 教職員をはじめとする指導に当たる立場の人は、差別の現実学ぶ機会や現地研修等をととして、人権や様々な人権問題についての正しい認識を身に付け、人権教育、同和教育を推進する。

主な改定のポイント

幼児期からの発達の段階に応じて社会全体で取り組むこと

豊かな人権感覚は、一時の指導で身に付くものではありません。義務教育の9年間を中心に、幼稚園等（認定こども園、保育所等を含む）、高等学校を含めた長い期間をかけ、豊かな感性を醸成することが大切です。学校という限られた場だけでなく、社会全体で人権教育の取組が推進できるよう、学校園（園は「幼稚園等」）、家庭、地域、関係機関が相互に連携を図っていきましょう。

すべての学校園が同和教育を中核にした人権教育に取り組むこと

新潟県の人権教育の取組は、「同和教育基本方針」（昭和53年）を背景に、同和教育の推進を図ってきたものです。今後もすべての学校園で、同和教育を中核にした人権教育を進め、偏見や差別をなくする意志と行動力を育成する教育や学習機会の充実を図りましょう。

学校教育においては、「かかわる同和教育」の理念を踏まえ、人権が尊重される学級づくり、学校園づくりを行うこと

「かかわる同和教育」とは、教職員が、様々な課題を抱える幼児児童生徒や保護者と時間をかけて話し合い、家庭訪問や地域訪問を繰り返しながら教師自らの問題と位置付け、共に生きようとするものです。一人一人の個性や多様性を大切にしながら、幼児児童生徒、保護者と関わり、学級や学校園が安心・安全に過ごせる居場所となるようにしましょう。

情報モラルや情報リテラシーの指導を行うこと

ネット社会を生きる私たちにとって、多くの情報はインターネットやSNS等を通じて収集したり発信したりされています。容易に情報を手にすることができる反面、差別や偏見など人権を侵害する場合も見られます。学校園では、ネットトラブルがいじめにつながっています。自らの判断で、人権に配慮して適切に利用できる力を身に付けられるよう、発達段階に応じて繰り返し指導を行きましょう。

差別の現実学ぶこと

差別の現実学ぶためには、知識を身に付けるだけでなく、差別の現実と向き合うことが大切です。被差別の当事者や差別をなくすために日々尽力されている方の思いに耳を傾けることを通して、人権について学び、差別をなくすために具体的に行動できる態度を育んでいきましょう。



なぜ、改定したのでしょうか？

近年では、障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別の解消など人権に関する法整備が進みました。新潟県ではこのような動きを踏まえ、人権教育を推進するために、令和2年3月「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を改定しました。この改正を受けて、学校教育や社会教育、家庭教育で求められる人権教育の推進の在り方を示すため、「新潟県人権教育基本方針」を改定しました。



人権教育、同和教育は、どのような場で学んでいくのでしょうか？

学びの場は学校園にとどまりません。講演会や各種パネル展などの啓発事業に参加して学ぶことができます。また、家族の何気ない会話やメディア視聴などからも、私たちは人権について学んでいるのです。社会全体で人権教育を推進するためには、学ぶ機会がいくつもあることを認識し、多様な学びの場で人権感覚を高めることが大切です。



今日、問題になっていることは何でしょうか？

近年では、感染者患者やその関係者、性的マイノリティ、外国にルーツをもつ人などの人権侵害が注目されるようになりました。このような人権侵害は、インターネット上で深刻化しています。誰もが情報を発信できるインターネット上には、誹謗中傷を含んだ差別情報が数多く存在します。それによって尊い命が奪われるような痛ましいケースも生じています。



情報化が進む中、私たちが気をつけることは何でしょうか？

間違った情報が広がることで、誰もが被害者にも加害者にもなり得ます。自らの言動の前に「インターネット上の情報を安易に鵜呑みにしていないか」、「偏った情報をもとに特定の立場の人を攻撃していないか」などについて、考えることが大切です。

人権を守ることは、「自他の命を守ることである」と認識できるかどうか問われています。

I章 人権教育についての考え方

学校においては、人権に関する理解を深め、すべての人々の人権を尊重し、互いの大切さを認め合う態度や行動力を児童生徒に身に付けさせる教育を推進する必要があります。そのため、「新潟県人権教育基本方針」に基づき、人権教育を着実に実践することが大切です。



1 新潟県人権教育基本方針を受けて

1 人権教育の目的と目標

人権教育の目的は、「人権尊重の精神の涵養」を図ることにあります。そのためには、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」で示されているように、「人権についての知的理解を広げ深めること」「人権感覚*を豊かにすること」「人権を尊重する意欲や態度を育てること」の3点を人権教育の目標とし、自分の人権とともに相手の人権も守るための実践行動に結び付けていくことが大切です。

*人権感覚… 人権が擁護され、実現されている状態を感知して望ましいものと感じ、人権が侵害されている状態を感知して許せないとする感覚。人権感覚が知的認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動に連なる。(文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について～第三次とりまとめ～」から要約)

2 人権教育を通じて育てたい資質・能力

人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育です。人権教育を通じて育てたい資質・能力は、①知識的側面、②価値的・態度的側面、③技能的側面から構成されています。(次ページ資料参照)

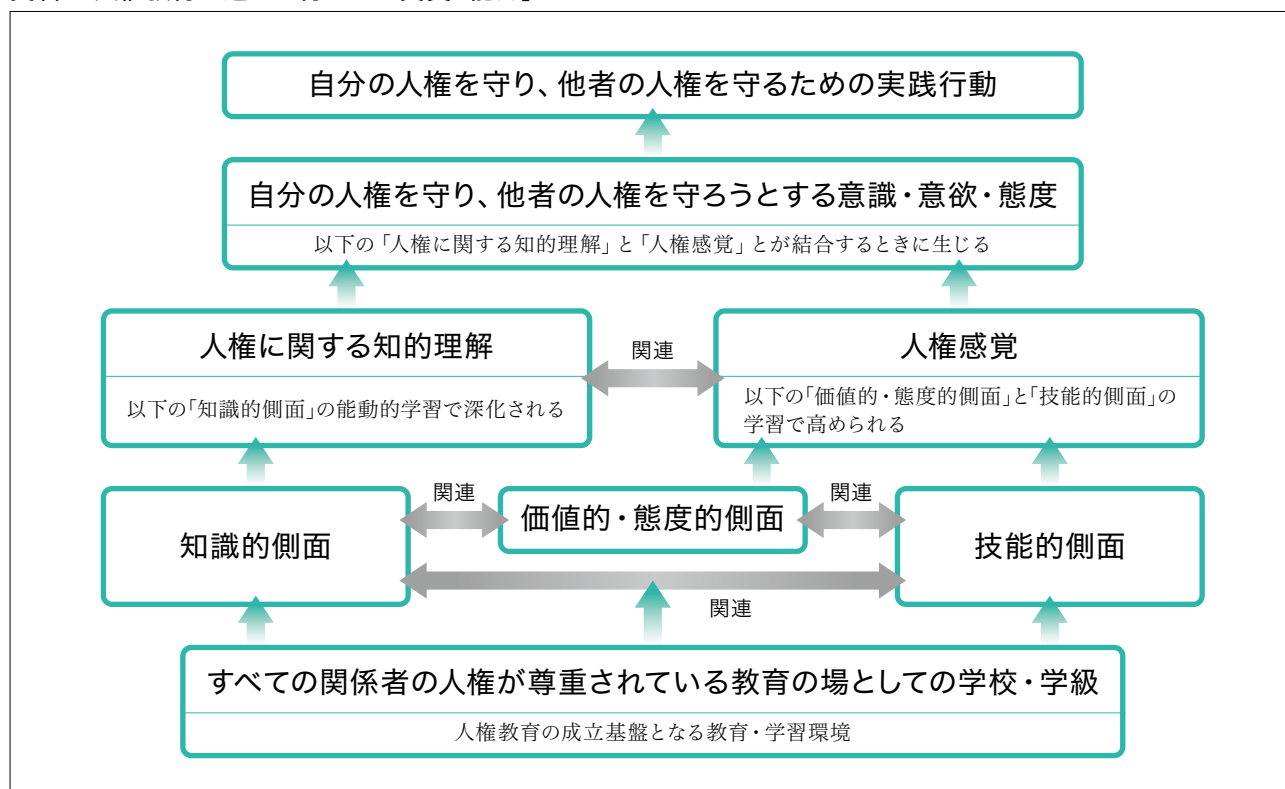
3 人権教育推進の基本姿勢、教職員の研修のポイント

新潟県人権教育基本方針では、人権教育推進の基本姿勢を次のように示しています。

学校教育及び社会教育におけるすべての学習機会をとおして、人権尊重の精神に基づき、一人一人の個性や多様性を認め合い、自他の人権を守る行動力の育成を図る人権教育を推進する。
また、教育における主体性や中立性を保持するとともに、学校園、家庭、地域、様々な機関等が連携し、社会全体で人権尊重の精神を育むことができるよう努める。

この基本姿勢を受けて、学校教育における人権教育、社会教育における人権教育、家庭教育への支援、教職員等の研修を充実させていく必要があります。特に、教職員等の研修については次のような研修を積極的に進めることが重要です。

- ① 次ページ資料にある3つの側面に関する記載内容について、参加者の教育実践や体験、解釈を交流して理解を深めたり、様々な活動をとおして体験したりする研修
- ② 授業公開を前提として複数の教職員で同じ題材等の指導案を作成し、ねらいや展開について意見交換をしながら、多様な見方・考え方に学び合う研修
- ③ 差別や様々な人権侵害の現実に深く学ぶ「現地学習」を中心にした研修



知識的側面	○自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性などの概念への理解 ○人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識 ○憲法や関連する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識 ○自尊感情・自己開示・偏見等、人権課題の解決に必要な概念に関する知識 ○人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等についての知識	〈各教科等をととして身に付けさせたい知識等（例）〉 ○社会：様々な人権課題に関する知識、権利と義務、個人の責任、人間の尊厳と平等、法と規範、社会参加に関する知識等 ○保健体育：「HIV感染者等」に関する知識等 ○技術・家庭：「高齢者」、その他の人権課題（インターネットによる人権侵害等）に関する知識等 ◆教科・領域等：新潟県に特に関係の深い人権課題（新潟水俣病被害者、北朝鮮による拉致被害者）に関する知識等
価値的・態度的側面	○人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚 ○自己についての肯定的態度 ○自他の価値を尊重しようとする意欲や態度 ○多様性に対する開かれた心と肯定的評価 ○正義、自由、平等等の実現という理想に向かって活動しようとする意欲や態度 ○人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲や態度 ○人権の観点から自分自身の行為に責任を負う意志や態度 ○社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度等	〈各教科等をととして身に付けさせたい心情や態度等（例）〉 ○理科：生命を尊重する態度 ○音楽、美術：豊かな情操 ○技術・家庭：生活をよりよくしようとする実践的態度 ○保健体育：協力、公正などの態度 ○特別の教科 道徳：自由と責任、思いやり・感謝、友情・信頼、公正・公平、家族愛、国際理解、生命の尊さ ○総合的な学習（探究）の時間：主体的、創造的、協働的に取り組む態度 ○特別活動：よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度 ◆教科・領域等：「人権教育強調週間」における取組をととして得られる人権尊重の精神や態度
技能的側面	○人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能 ○他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性 ○能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能 ○他の人と対等で豊かな関係を築くことができる社会的技能 ○人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能 ○対立的問題を非暴力的で、双方にとってプラスとなるように解決する技能 ○複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能等	〈各教科等をととして身に付けさせたい技能等（例）〉 ○国語：話す・聞く・話し合う能力、思考や想像力 ○数学：論理的に考察し表現する能力 ○理科：問題解決の能力、科学的な見方や考え方 ○外国語・外国語活動：コミュニケーション能力の基礎 ○総合的な学習（探究）の時間：よりよく問題解決する能力 ○特別活動：自己を生かす能力、生活上の諸問題の解決、コミュニケーション能力の活用 ※進路選択、職場体験等と関連付けられる ◆特別活動等：「いじめ見逃しゼロスクール」集会をととして得られるよりよい人間関係を築く能力、自己有用感を育む能力等

○新潟県同和教育研究協議会副読本「生きる」シリーズを活用し、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面の関連、深化を図る。

2 同和教育を中核にした人権教育の推進

新潟県の人権教育は同和教育から始まっており、新潟県教育委員会では、同和教育を中核にした人権教育の推進を基本姿勢としています。また、平成28年に、「部落差別」を冠した初めての法律である「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定され、次の3点が明記されました。

- 1 現在もなお部落差別が存在すること
- 2 部落差別は許されないものであり、解消すべき重要な課題であること
- 3 部落差別を解消するため必要な教育及び啓発に努めること

新潟県内には少数散在型の被差別部落が多数あります。私たちの目の前にも様々な差別や問題に苦しんでいる児童生徒がいます。こうした児童生徒に目を向け、寄り添った指導をすることが大切です。

1 これまでの取組を踏まえる

新潟県教育委員会では昭和53年に「同和教育基本方針」を制定し、偏見や差別をなくする意志と行動力をもった人間の育成に努めています。学校においては、差別を見抜き、差別をなくそうとする児童生徒を育てる教育を推進し、「差別の現実学び、被差別の立場に立って寄り添う」という考えなどにに基づき、多くの実践が行われています。

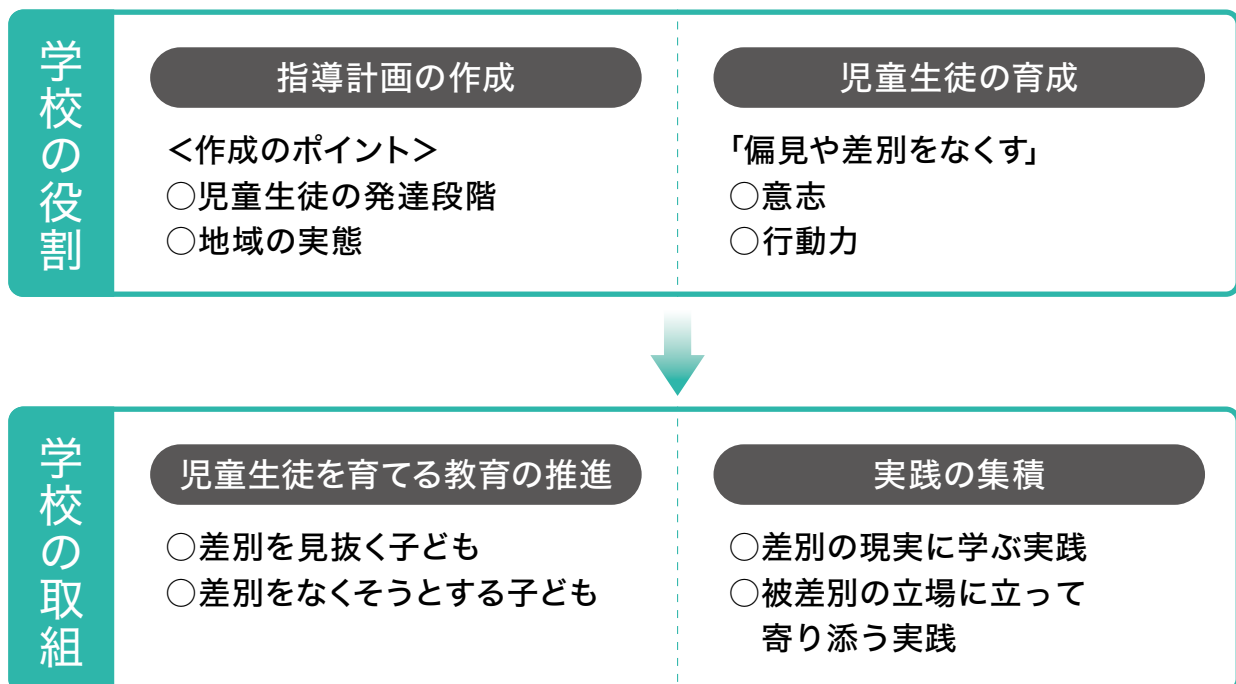
しかし、今なお、同和問題をはじめとした様々な差別や人権侵害は社会に存在しており、その解決は私たち一人一人の課題です。今後も、同和教育基本方針の趣旨と多くの実践の成果を人権教育につなげ、「同和問題の解決なくして真の人権が尊重される社会は実現しない」との認識のもと、様々な人権課題の解決に向け、同和教育を中核にした人権教育を推進する必要があります。

学校における同和教育の推進

学校教育における同和教育の充実を図るため、児童・生徒の発達段階や地域の実態に則し、適切な指導計画の作成に努めるとともに、偏見や差別をなくする教育を推進する。また、同和地区の児童・生徒に対しては、基礎学力の向上や進路指導の充実にも努める必要がある。

（「同和教育基本方針」より）

◎学校の役割や取組を整理すると次のようになります。



2 同和教育を推進するポイント

同和教育を実践するときに、大切にしたい指導のポイントがあります。授業を構想する際のヒントや授業を振り返る際の視点として活用ください。

指導のポイント

差別を他人事とせず、自分自身の問題として受け止める指導をしていますか。

「えた・ひにん」などは賤称（せんしょう）であることを認識し、この言葉の重みを十分に踏まえて児童生徒に指導していますか。

県内の被差別部落は少数散在であることから、被差別部落の児童生徒が在籍しているという心構えで指導に当たっていますか。

差別による貧困や悲惨な事例のみを取り扱うのではなく、被差別部落が文化や医学の発展に寄与したことを取り上げ、プラスイメージを育てる指導をしていますか。

被差別部落は地域によって実態が異なります。地域の実態、保護者の思いや願い等を的確に受け止めて指導に当たっていますか。

歴史的な知的理解にとどめず、「差別をしない、差別を許さない、差別に負けない」という視点で指導していますか。

重要：差別につながる用語について

○賤称（せんしょう）の使用について

「えた」も「ひにん」も、中世から近世にかけて用いられてきた身分呼称であり、漢字では「穢多」「非人」と表します。漢字の意味からこの呼称をとらえると、「けがれおおい」「ひとにあらず」となるように、この言葉自体に相手をさげすむ意味が含まれていることが分かります。

したがって、これらの言葉の意味や重みを正しく理解させ、学習や研究の場で使用する以外は使えない言葉であることを指導することが大切です。

3 同和教育を中核にした人権教育を具現化するために

各学校での着実な実践に向けて、次のことを進めましょう。

○授業等の改善

- ・児童生徒、地域等の実態や小・中・高の学習内容を踏まえた全体計画及び年間指導計画等を全教職員が参画して作成し、中学校区等の教職員で共通理解を図りましょう。
- ・諸計画には指導内容や評価方法等を明示し、充実した授業づくりに役立てましょう。

○研修の充実

- ・人権や様々な人権問題について正しい認識を身に付けることや人権感覚を磨くなど、「学び直し」をする校内研修や差別の現実学ぶ機会の充実を図りましょう。また、「現地研修」等を計画的に実施しましょう。
- ・校外研修に積極的に参加し、その成果を校内で共有しましょう。
- ・小・中・高の教職員がお互いの授業を参観し合うなど、研修を深めましょう。

○環境づくり

- ・差別の現実深く学び、幼児児童生徒や保護者、地域と深くかかわるといった「かかわる同和教育」の理念を踏まえ、一人一人の個性や多様性を大切にしながら、人権が尊重される学級づくり、学校園づくりを全校体制で行いましょう。
- ・講演会や「意見交換の場」等を設け、保護者、地域と連携して推進していきましょう。

同 和 教 育 基 本 方 針

昭和53年12月25日 制 定

昭和57年 4 月 1 日 一部改正 新潟県教育委員会

昭和62年 4 月 1 日 一部改正

同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する基本的人権の問題である。日本国憲法は基本的人権の享有をすべての国民に保障するとともに、国民がその保持に不断の努力を傾けなければならないものとしている。しかしながら憲法制定以来40有余年を経過した今日、なお結婚問題、職業問題などに見られるように、経済的・社会的関係において基本的人権の侵害にあたるような具体的な事実が起きている。

このような現況の中でその早急な解決は、国及び地方公共団体の責務であると同時に、すべての県民に課せられた共通の課題である。

県教育委員会は、この課題を踏まえ、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期す教育が同和問題の解決に大きな役割を果たすものであるという認識にたつて、憲法及び教育基本法の方針と精神と同和対策審議会答申の趣旨に添い、基本的人権を尊重する精神に貫かれた県民意識の醸成を志向し、次の方針により同和教育を推進する。

（推進体制の整備）

- 1 同和教育を組織的、計画的に推進するため、市町村教育委員会及び関係機関との連携を密にし、推進体制の整備に努める。

（指導者の養成）

- 2 同和教育の成果を高めるため、同和問題に関する深い認識と理解をもつ指導者の養成に努めるとともに、指導者の資質を高める研修の充実を図る。

（啓発活動の推進）

- 3 同和問題について、県民が正しい認識と理解を得るよう、同和教育資料の作成・配布等啓発活動の促進に努める。

（学校における同和教育の推進）

- 4 学校教育における同和教育の充実を図るため、児童・生徒の発達段階や地域の実態に則し、適切な指導計画の作成に努めるとともに、偏見や差別をなくする教育を推進する。また、同和地区の児童・生徒に対しては、基礎学力の向上や進路指導の充実にも努める必要がある。

（社会教育における同和教育の推進）

- 5 社会教育における同和教育の充実を図るため、学習者を取りまく諸条件や地域の実態に則し、住民の自主的な学習活動を基盤に同和問題に関する学習の機会の拡充に努める。

また、同和地区の住民に対しては、教育・文化水準の向上に資するための学習の充実を図る必要がある。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月 9 日 成立

平成28年12月16日 施行

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

II章 計画的、組織的な人権教育の推進

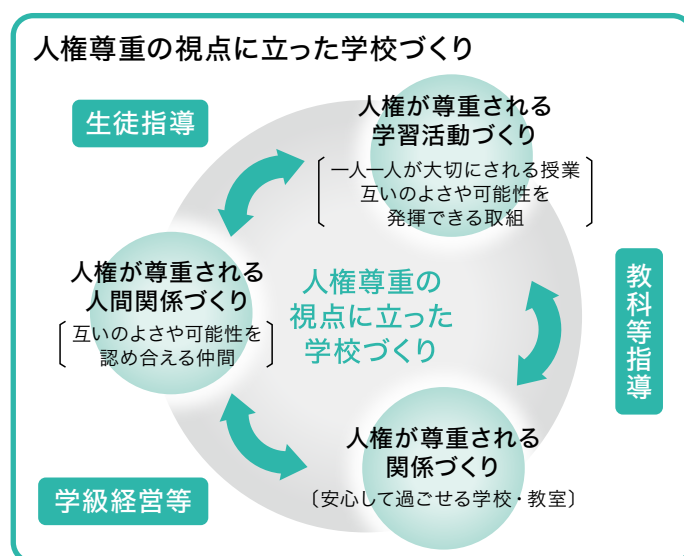
学校においては、教科等の指導、生徒指導、学級経営等、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進していくことが大切です。

1 人権教育の推進体制

1 人権教育を推進する学校づくり

学校における人権教育は、教科等の指導、生徒指導、学級経営等、あらゆる教育活動をととして行われるものです。

校長は、人権教育が学校づくりの中核として推進されるよう、人権教育の視点に立って学校の教育目標を作成するとともに、自校の実態を踏まえ、人権教育に関わる目標について教職員相互の共通理解を図り、効果的な実践と適切な評価が行われるよう、リーダーシップを発揮しなければなりません。



2 人権教育の充実を目指した教育課程の編成

学校において人権教育を展開する際には、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、効果を上げられるように取り組むことが重要です。また、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」には、教育課程の編成に当たっての留意点として、「**地域の教育力の活用**」「**体験的な活動の導入**」「**学習形態、教育方法上の工夫**」「**生き方学習や進路指導との関連**」の4点が示されています。全教科・領域に人権教育の内容をどう位置付けて取り組むのか、具体的に全体計画、年間指導計画に表す必要があります。

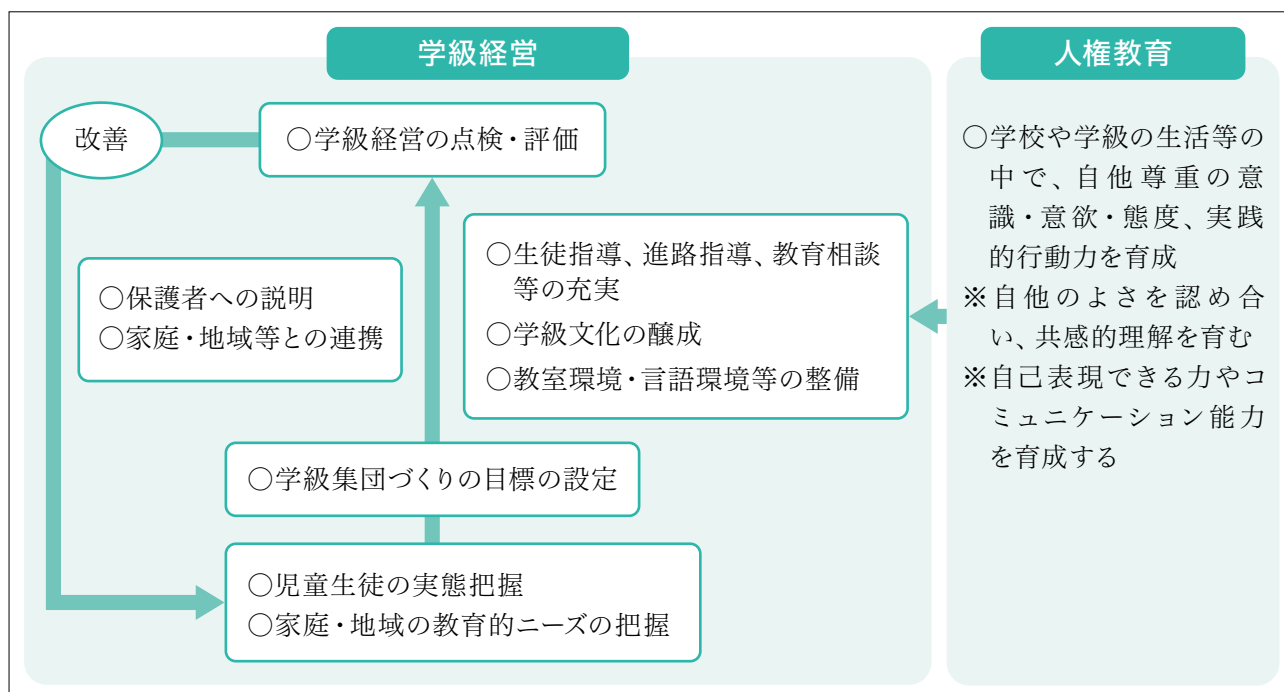
「地域の教育力」を活用する	「体験的な活動」を取り入れる	学習形態、教育方法上の工夫を行う	「生き方学習」や進路指導と関わらせる
各教科等の特質に応じて、地域の人・もの・ことや施設等、地域の教育力を計画的・効果的に活用して、教育活動全体をととして人権教育を推進する。	フィールドワーク等の体験活動を積極的に活用して、人権についての「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を育み、人権感覚を育成する。	児童生徒の実態を踏まえ、人権教育の目標に応じて、計画的に、一斉学習・グループ学習・個別学習などの学習形態の工夫を行う。また、目的・内容に応じて、授業担当教員とゲストティーチャー（地域人材等）とのTTを取り入れたり、コンピュータ等のICT機器を活用したりするなど指導方法等の工夫を行う。	学級活動やホームルーム活動等で人間としての在り方、生き方についての自覚を深める学習や、進路指導の機会等をととして長期的・広域的視野から人権教育を推進する。

3 人権教育の理念に立った生徒指導

生徒指導は、児童生徒の自己指導力を育成するという積極的な意義があります。また、生徒指導は、学校生活が児童生徒一人一人にとっても、学級や学年、学校全体といった集団にとっても充実したものになることを目的としています。これは、「自分の大切さとともに他の人の大切さも認めること」ができる人権感覚を育むことを目指す人権教育と、相通じるものであると言えます。

4 人権尊重の視点に立った学級経営

児童生徒が多くの時間を過ごす学級の中で、「自分が大切にされている、他の人も大切にしている、されている」と実感できる「学級づくり」に取り組むことが、人権教育を推進していく基盤となります。教職員は、「児童生徒の尊厳を傷つけていないか」「褒めたり認めたりして自己有用感がもてるようにしているか」「児童生徒がもつ悩みや課題の解決のために親身に丁寧に寄り添っているか」などを意識しながら日々の指導を振り返り、自らの取組や姿勢を改善することが必要です。児童生徒の実態を把握し、人権が尊重される環境をつくるには、目の前の子どもに寄り添う「かかわる同和教育」の取組が重要になります。



【 チェックしてみましょう 】

～教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを進めるために～

- 1 授業（各教科、特別活動、総合的な学習の時間等）において、一人一人が大切にされている授業づくりに取り組んでいますか。
- 2 互いのよさや可能性を認め合える仲間づくりを行っていますか。
- 3 学校・教室が児童生徒にとって安心して過ごせる場所になっていますか。特に言語を媒体として偏見や差別意識が生まれたり、顕在化したりすることがないように、言語環境を整えるように努めていますか。

2 全体計画及び年間指導計画の工夫、改善

全体計画は、学校における人権教育の推進の根幹となるものであり、年間指導計画は、年間の取組の全体像を具体的に把握し、教職員が共通認識をもって人権教育に取り組めるようにするための大切な指針です。これらの作成及び工夫改善に当たっては、学校全体の組織的な取組として進めていく必要があります。

1 学校課題の解決を具体化する全体計画、年間指導計画の作成

(1) 全体計画の工夫、改善のための留意点

- ① 児童生徒の実態や課題を明確にします。
- ② 児童生徒の実態や課題、保護者や地域の願いに即した人権教育の目標を設定します。
- ③ 各教科等における取組と人権教育の目標との関連を整理します。
- ④ 家庭や地域、関係機関等との協力や連携について整理します。

※全体計画例については、次ページを参照

(2) 年間指導計画の工夫、改善のための留意点

- ① 人権教育の取組と全体計画に示した目標等の関連が明確になるよう工夫します。
- ② 目標の具現化につながる各教科等の学習単元を位置付けます。
- ③ 入学前の学習履歴を踏まえ、学習内容を検討します。

※年間指導計画例については、p14～15を参照

2 年間指導計画の作成手順

- (1) 児童生徒に学ばせたい人権課題を自校の人権教育の全体計画から明確にします。
(人権教育、同和教育部等)

人権課題

- 女性 ○子ども・若者 ○障害者 ○同和問題 ○外国人 ○感染症患者等
- 性的指向・性自認を理由とする偏見や差別 など

- (2) 各人権課題の内容例と指導上の留意点を示します。(人権教育、同和教育部等)

IV章 個別の人権課題解決のために (p26～36) を参照

- (3) 各教科・特別活動・総合的な学習(探究)の時間において、人権教育の目標と結び付く教育活動を選定します。(学年部)

上記(1)の **人権課題** のどの内容と結び付くのが分かるようにしましょう。

5年音楽の例 : 日本と世界の音楽に親しもう「世界の国々の音楽」(外国人)

6年社会の例 : にぎわう都市、花開く文化「新しい学問」(同和問題)

- (4) 選定した教育活動の内容を、学年ごとに一覧表に表します。(学年部)

全体計画例

※「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～実践編～」（文部科学省H20.3）p8～9から引用

市民憲章等	市における人権教育の重点目標	学校の教育目標
○高齢者や子どもをいたわり、共に助け合う住みよい町づくり	○豊かな人間性の育成 ○男女共同参画社会の実現 ○人権問題の解決	○自他を大切にする生徒（児童） ○思いやりのある生徒（児童） ○すすんで学ぶ生徒（児童）

人権教育の目標	学校経営の重点目標	学級経営の目標
【基本目標】 ○人権に関する知的理解の深化 ○人権感覚の育成 【重点目標】 ○安心して学び合える学習環境の整備 ○ともに学び合う関係づくり ○対話の力の育成 ○自他の人権を尊重する態度の育成	○いきいきとした学校生活の実現を図る ○学ぶ意欲を高める ○健全な規範意識を育む ○人権尊重の精神を培う ○地域とともにあゆむ	○なかよく助け合える学級 ○違いを認め合える学級 ○ともに学び合える学級

各学校の重点目標		
低学年（1年）	中学年（2年）	高学年（3年）
○誰とでも仲良くする	○相手の立場に立つ	○自他の人権を尊重する

各教科等における目標			
国語	○教材を通して人間としての生き方についての考えを深める	技術 家庭	○よりよい家庭生活の在り方に気付き実践する力を育てる
社会	○人権問題を正しく理解する	外国語	○表現力やコミュニケーション能力を育成する
数学	○論理的思考や合理的な考え方を養う	情報	○人権に配慮して情報を主体的に活用しようとする態度を育てる
理科	○科学的な見方や考え方、自然や生命を愛する心情を育てる	道徳	○差別や偏見に気付かせ、人間尊重の精神を育てる
生活	○身近な人々とのかかわりに関心をもつ	特別 活動	○学級活動、生徒会活動、クラブ活動、学校行事において、望ましい集団活動や人間関係について体験を通して学び、自他を尊重し社会に貢献する姿勢を養う
音楽	○合奏や合唱を通して豊かな感性を育てる		
美術	○表現活動や鑑賞活動を通して豊かな感性を育てる	総合的 な学習 の時間	○教科横断的な内容の学習や体験的活動を通して、課題を解決するための実践的行動力や豊かな人間性を養う
保健 体育	○協調性・連帯性を育てる		

個別的な人権課題への取組
○男女が互いに尊重され協力する活動 ○高齢者や障害のある人との交流

教科外活動等			家庭・地域・関係機関等との連携/校種間の連携	
生徒指導	教育相談	進路指導	家庭・地域・関係機関等との連携	校種間の連携
○生徒理解の深化 ○人権尊重の視点に立った個別指導の充実 ○健全な規範意識の育成	○問題傾向の早期発見 ○個別的なカウンセリングの充実	○キャリア教育の充実 ○自己学習力の育成 ○職場体験活動の実施	○学校における人権教育の理解と啓発 ○PTA等の活動との連携 ○地域の人権に関する取り組みとの連携	○校種間連絡会議の定期的開催 ○交流学习の充実

人権教育、同和教育年間指導計画例（年間授業時数を各学年3～5回に想定して作成）

	学年	授業時数	1	2	3
小 学 校	1年	主 題	仲間を大切にしようとする	つらい思いをしている友達の気持ちを受け止め、行動する	一面的な見方で差別しない
		資 料 名	りれーきょうそう（生きるⅠ）	ぼくもしたい（生きるⅠ）	おおかみさんがひっこしてきた（生きるⅠ）
		人権課題	子ども・若者（いじめ、仲間はずし）	子ども・若者（いじめ、仲間はずし）	子ども・若者（いじめ、仲間はずし）
	2年	主 題	性別について固定的な見方・考え方にとらわれない	「ちがいを認め合い互いを尊重する	病気に対する偏見をなくす
		資 料 名	かみひこうき（生きるⅠ）	友だちの気持ちを大切に（和歌山県教委作成資料）	学級会で（生きるⅠ）
		人権課題	女性（男女平等）	子ども・若者（いじめ、仲間はずし）	障害者
	3年	主 題	ふだんの言動にひそむ差別に気付く	それぞれの個性を大切にする	「障害」という個性があることを知り、共に暮らしていこうとする
		資 料 名	ひまわり学級に行けばいい（生きるⅡ）	どうしよう（生きるⅡ）	だれもが住みやすいまちに（奈良県教委作成資料）
		人権課題	子ども・若者（いじめ、仲間はずし）	女性（男女平等）	障害者
	4年	主 題	いじめをなくすために行動する	集団としての高まりを求め行動する	情報を正しく理解して公正な態度で接する
		資 料 名	このままではいけない（生きるⅡ）	もやもや書き（生きるⅡ）	新型コロナウイルス感染と差別（新潟県教委作成資料）
		人権課題	子ども・若者（いじめ、仲間はずし）	子ども・若者（いじめ、仲間はずし）	感染者患者等
	5年	主 題	いじめをなくすために行動する	いじめに立ち向かう心をもつ	高齢者の視点で想像しどのように接するべきか考える
		資 料 名	しんじさんのノート（生きるⅢ）	切られた心（生きるⅢ）	様々な年齢の人たちとともに生きることを考えよう（神奈川県教委資料）
		人権課題	子ども・若者（いじめ、仲間はずし）	子ども・若者（いじめ、仲間はずし）	高齢者
	6年	主 題	部落差別の歴史に学ぶ	すべての人がありのままに生きることのできる社会を目指す	部落差別に立ち向かった人の生き方に学ぶ
		資 料 名	人権の歴史（生きるⅢ）	すべての人が「自分らしく」生きられる社会って（宝塚市教委作成資料）	渋染一揆（生きるⅢ）
		人権課題	同和問題	性的指向・性自認を理由とする偏見や差別	同和問題
中 学 校	1年	主 題	適切なコミュニケーションについて考える	外見や出身による偏見や差別に対する不当性に気付く	読み書きができることの意味を考える
		資 料 名	SNS教育プログラム（新潟県教委作成資料）	人の値うち（生きるⅣ）	文字をおぼえて夕やけが美しい（生きるⅣ）
		人権課題	インターネットによる人権侵害	同和問題	同和問題
	2年	主 題	拉致問題が解決すべき重大な人権問題であることを理解する	インターネットの向こう側にいる相手の感情や痛みを読み取る	就職差別の不当性に気付き差別を解消しようとする
		資 料 名	「日本人拉致問題」学習資料集（新潟県教委作成資料）	SNSでの書き込み（新潟県教委作成資料）	就職差別をなくすために（生きるⅣ）
		人権課題	北朝鮮による拉致被害者	インターネットによる人権侵害	同和問題
	3年	主 題	誤った認識が差別を生むことを知る	結婚差別の現実を知り家族の本当の幸せを考える	部落差別の不当性に憤り差別を解消しようとする意欲を高める
		資 料 名	今なお残る様々な人権問題（生きるⅣ）	あなたに伝えたいこと（新潟県教委作成資料）	Aさんの歩んだ道（生きるⅣ）
		人権課題	感染者患者等（ハンセン病患者）	同和問題	同和問題

※資料名について ①各教育委員会の作成資料については、作成者の許可を得て、巻末にリンクを掲載しました。

②新潟県教育委員会作成の資料についてはTeaRoom等にアップロードされています。

4	5	各教科・特別活動
小学校低学年用 生きるⅠ (小学校低学年用) 小学校中学年用 生きるⅡ (小学校中学年用) 小学校高学年用 生きるⅢ (小学校高学年用) 中学生用 生きるⅣ (中学生用) 高校生用 生きるⅤ (高校生用)	「生きるⅠ～Ⅴ」の活用にあたっては、「指導の手引き」を参照してください。 「生きるⅤ」は、高校生用副読本ですが、教職員の研修資料としても活用できます。	・おおきなかぶ(国語) ・くじらぐも(国語) ・がっこうだいすき(生活) ・なかよくなろう(生活) ・みんないっしょ(道徳) ・こころのはっぱ(道徳) ・スイミー(国語) ・スーホの白い馬(国語) ・町たんけん(生活) ・児童会祭(特活) ・ひろいせかいのたくさんの人たちと(道徳) ・おれたものさし(道徳) ・もっと知りたい友だちのこと(国語) ・わたしたちの学校自まん(国語) ・はたらく人とわたしたちの暮らし(社会) ・ごみステーション(道徳) ・三つのくに(道徳) ・児童会祭(特活) ・ごんぎつね(国語) ・1つの花(国語) ・地域で受けつがれてきたもの(社会) ・話せばわかる(道徳) ・となりのせき(道徳) ・児童会祭(特活) ・よりよい学校生活のために(国語) ・大造じいさんとガン(国語) ・未来とつながる情報(社会) ・遠足の子どもたち(道徳) ・転校生がやってきた(道徳) ・児童会祭(特活) ・私たちにできること(国語) ・海の命(国語) ・幕府の政治と人々の暮らし(社会) ・明治の新しい国づくり(社会) ・言葉のおくりもの(道徳) ・卒業式(特活) ・世界のさまざまな地域(社会) ・傍観者でいいのか(道徳) ・新しいプライド(道徳) ・席替え(道徳) ・入学式(特活) ・卒業生を送る会(特活) ・日本の諸地域(社会) ・中世の日本(社会) ・近世の日本(社会) ・私のせいじゃない(道徳) ・情報モラルと友情(道徳) ・修学旅行(総合的な学習の時間) ・現代の日本と私たち(社会) ・個人の尊重と日本国憲法(社会) ・たんばぼ作業所(道徳) ・無実の罪(道徳) ・職場体験学習(総合的な学習の時間) ・卒業式(特活)
自分のよさに気付き 人間関係を大切にする		
ぼくのいいところ (生きるⅡ)		
子ども・若者(いじめ、仲間はずし)		
互いの違いを認め 共に生活していく		
外国につながる人たちの 生活を考えよう(神奈川県教委作成資料)		
外国人		
職業に対する差別や偏見をなくす	新潟水俣病をめぐって 闘ってきた人の生き方を学ぶ	
あったかいプレゼント (生きるⅢ)	ある新潟水俣病患者の訴え (生きるⅢ)	
様々な人権問題(職業差別)	新潟水俣病被害者	
誤解を与えない伝え方について考える	差別解消に向かって 共に立ち上がる	
SNSでの仲間外し (新潟県教委作成資料)	人の世に熱あれ、人間に光あれ (生きるⅢ)	
インターネットによる人権侵害	同和問題	
全国の部落差別の歴史と 社会的な役割を理解する	いじめをなくすために行動する	
忘れてはならない歴史と文化 第一部(生きるⅣ)	いじめ見逃しゼロスクール集会	
部落差別	子ども・若者(いじめ、仲間はずし)	
全国の部落差別の歴史と 社会的な役割を理解する	いじめをなくすために行動する	
忘れてはならない歴史と文化 第二部(生きるⅣ)	いじめ見逃しゼロスクール集会	
同和問題	子ども・若者(いじめ、仲間はずし)	
全国の部落差別の歴史と 社会的な役割を理解する	いじめをなくすために行動する	
忘れてはならない歴史と文化 第三部(生きるⅣ)	いじめ見逃しゼロスクール集会	
同和問題	子ども・若者(いじめ、仲間はずし)	

3 校種間、家庭・地域、関係機関との連携

学校という限られた場だけではなく、社会全体の中で、社会の一員として自他の人権を守り、尊重できる感性を育てることが大切です。そのためには、計画的、組織的に様々な連携を図り、実際の体験から学ぶ学習を進める必要があります。

1 校種間の連携

(1) 幼保・小・中・高の連携

豊かな人権感覚は、一時の指導で身に付くものではありません。義務教育の9年間を中心にしながら、幼稚園等（認定こども園、保育園等を含む）、高等学校を含めた長い期間をかけ、豊かな感性を醸成しましょう。自分の成長を自分で確認するといった視点からも、同年齢と異年齢、両方との交流が大切です。また、指導する側は、発達段階に応じた知識とスキルについて、確実に指導を積み重ねていくことを目指し、校種間の連携を更に深めていきましょう。

(2) 特別支援学級、特別支援学校との連携

直接顔を合わせ、言葉を交わし、交流することで、気付くことがたくさんあります。互いのよさや見えにくい「困り感」を知ることが、他者理解を深め、人権感覚の醸成へとつながります。まずは触れ合うことが第一ですが、イベントだけに終わることのないよう、指導する側のねらいを互いに理解し、計画的な連携を進めましょう。



★交流の質を高め、双方に意義ある連携と するために

- ・相手にとって、何がプラスになるのか、計画段階から互いに意識する。
- ・担当者任せにせず、学校組織として対応する。
- ・1回に詰め込みすぎず、子どもが考える時間を十分にとる。
- ・体調等に合わせ、柔軟な対応ができるプログラムを組む。
- ・事前、事後の指導を確実に行之、学びを確かめる。

○双方向の連携のために、十分な打合せを！

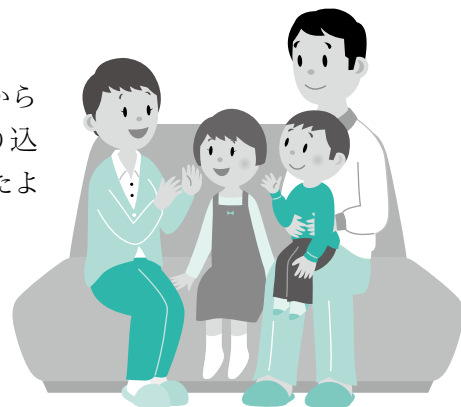
2 家庭・地域との連携

(1) 保護者への啓発

大人の人権感覚が子どもより優れているとは限りません。人権教育、同和教育についてあまり学ぶ機会がなかった方がおられるかもしれません。学級だより・学校だより等で児童生徒の人権教育に関する学習内容と学びの姿を伝えることで、学校での取組を共有するとともに、保護者の学び直しのきっかけをつくりましょう。

(2) 親子で学ぶ場の設定

ごく身近にある人権問題に関するとらえは、家庭内では大人からの一方的な押し付けになりやすく、家族の考え方が子どもにすり込まれていく傾向にあります。学級や学年などで取り上げた学習をたより等で紹介し、親子で話し合う意義を伝えていきましょう。感じ方や受けとめ方は人それぞれに異なることから、日頃の思いを言葉にすることで、新たな気づきが生まれることもあります。子どもの学びはもちろんのこと、大人が子どもから学び、自分の考え方について改めて問い直す場にもなります。



(3) PTAや地域団体と連携した取組

一つの家庭だけ、一つの学校だけでの取組には限界があります。毎日暮らす地域社会の中で、生活の一部として子どもたちの人権感覚が育まれていくよう、PTAや地域の健全育成団体等と連携した取組を進めましょう。

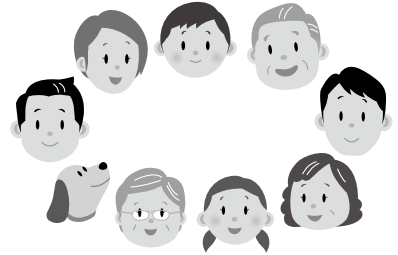
地域で行われている様々な活動を、人権感覚の育成という視点で見直し、つなげていくことが大切です。

(4) 地域を知る活動

それぞれの地域には、祭りなどの伝統行事、言い伝えや地名に込められた思いといった固有の歴史や文化があります。それらを知ることは、地域の中で生きる一人の人間として大切なことです。地域の先人の思いや願いを知り、その上に立って自分たちが暮らしていることを学びましょう。地域の一員として自分の在り方を考えることが、バランスのとれた人権感覚の醸成につながります。また、子どもたちの人権感覚を地域で育ててもらうだけでなく、人権に対する子どもたちの学習内容や育った感性を地域に伝え広げることが、人と人々が支え合う温かい地域づくりにつながります。

★連携の目的の共有を

「学校が地域の教育力を得てゆとりを生む」だけではなく、「学校や子どもたちを支援することで、地域が活性化すること」も連携の大きなメリットの一つです。



連携すること自体が目的ではなく、連携することで何ができるのか、目的を共有し、同じ方向を目指すことで、社会全体で子どもを育てる意識を高めていきましょう。

3 関係機関との連携

(1) 障害者施設、高齢者施設等との連携（施設訪問、学校への招待、手紙での交流等）

障害のある人たちが障害と向き合いながら明るく生きる姿、お年寄りの優しさや知恵といったよさ、障害者や高齢者に特有の困り感など、直接顔を合わせ、言葉を交わし、交流することで気付くことがたくさんあります。普段触れ合う機会が少ない人たちとの交流が、他者理解を深め、「みんな違ってみんないい」という人権感覚の醸成につながります。



(2) 学校を支える組織・機関との連携

地域学校協働本部、放課後子ども教室、児童クラブ、子ども育成センター、NPO法人など、学校を支え、子どもの健やかな成長のために力を注いでくれる組織・機関が増えています。また、児童相談所をはじめとした様々な相談機関があります。このような組織・機関と学校とが子どもたちの育ちについて話し合い、同じ方向に向かって力を合わせることが大切です。校長のリーダーシップのもと、問題が起こったときだけの連携ではなく、学校組織として定期的に話し合いの機会をもち、風通しをよくしておくことが、子どもを包み込むために重要です。

限られた時間の中での交流、連携だからこそ、価値ある時間にしたいものです。そのときだけの驚きや興奮で終わることのないよう、一人一人の内面に目を向け、次の連携へとつながる方法を工夫しましょう。また、一番大切なことは環境づくりです。子どもを取り巻く大人が一体となって、計画的、組織的に人権に対する豊かな環境をつくることを心がけましょう。

Ⅲ章 効果的な教職員の研修

各学校において人権教育を進めるに当たっては、まず、教職員自身が人権尊重の理念を十分認識することが肝要です。日頃の言動や姿勢を見つめ直し、知的理解や人権感覚を高めていくことや、指導方法等の工夫改善に協働して取り組むことが大切です。

このことが、互いに認め合い、支え合う温かな人間関係を基本とした学校づくり、学級づくりにつながります。

1 小・中学校における効果的な研修

1 教職員一人一人の人権感覚を高めるための研修

人権感覚は、一人一人を大切にする教育の基盤です。日常生活の中で人権に関する出来事に触れたとき、直感的に正否を判断し、人権への配慮が態度や行動につながるような感覚を磨いていくことが大切です。

日常の学校生活の中でテーマを設けて協働で人権感覚を見つめ直す例

学年・学級だよりを事例に、内容や表現等の配慮について検討してみる。

- ・字の大きさやレイアウトは適切か？
- ・文章の量や言い回しは適切か？
- ・難しい漢字にはルビを振るなどの工夫は？

様々な理由で読み書きが不自由な人、外国出身の保護者などに配慮して、誰にでも読みやすい分かりやすいたよりにになっているかといった視点が大切です。ユニバーサルデザイン等の視点を取り入れることも有効です。

自分の人権感覚を見つめ直してみるテーマ例

【子どもへのまなざし】

子どもの個性や特徴（家庭環境、性格、能力特性、国籍等）から、決めつけた見方をしていないか。

【子どもへの言動】

子どもの人格を傷付けるような言葉づかいや態度はないか。

【子どもへの態度】

悩みや課題がある子どもや保護者に寄り添い、丁寧に指導・支援に当たっているか。

【人間関係の基礎・基本】

あいさつや感謝、丁寧な応答など、人間関係づくりの基礎・基本を大切にしているか。

【自己有用感】

子どもたちに自己肯定感や自己有用感をもたせる、友達のよさに気付かせるなどの指導・支援を積み重ねているか。

【傾聴】

担任（教科担任）として、一人一人の人格を尊重し、丁寧に話を聴いているか。

【環境づくり】

作品展示や掲示物等、人権尊重の視点に配慮した教室環境の整備に努めているか。

【個人情報保護】

個票や書類の保管、校内外での話の内容等、個人情報の扱いに注意を払っているか。

【ハラスメントの防止】

自分自身の経験のみに頼ることなく、どのような行動がハラスメントにあたるか理解しようと努めているか。

2 人権感覚を培う参加体験型グループ研修

校内研修等において、アクティビティ（活動）を取り入れた参加体験型のグループ研修を実施することは、教職員の人権感覚を培うために有効です。

その際、アクティビティ（活動）の進行役となるファシリテーター（学習促進者）の役割が重要です。

＜参加体験型グループ研修の流れ＞



アクティビティ（活動）の例

コミュニケーションスキル 一聴いてもらおうと気持ちいいー

○ねらい

- ・受容的に話を聴いてもらう心地よさを体験する。
- ・受容的に話を聴く態度を身に付ける。

○方法

- ・2人1組（または3人1組）で話し手と聞き手を決める。（3人組の場合は、1人が対話の様子を観察する。）
- ・はじめに、話し手が自分の事（趣味や仕事など）を話し、聞き手は相手と目線を合わさず、相づちも打たないで聞く。
- ・次に、話し手は同じ話をするが、聞き手は頷いたり、感心したりしながら聴く。
- ・最後に、話し手は同じ話をし、聞き手は共感的な理解を示したり、時々要約したりしながら相手の話に合わせて聴く。
- ・話し手と聞き手を交代し、同様のことを行う。
- ・3つの聴き方に対して、話しているときに感じたことを交流する。

＜ファシリテーターの役割＞

- ・参加者の感情を受け入れる、リラックスした雰囲気を演出する。
- ・「人の心」に配慮した進行をする。（人間理解が大切である。）
- ・参加者の主体性を引き出す。（人の行動を変えるものは外にあるのではなく、その人の内にある。）
- ・体験をより大きな気付きへと導く。
- ・葛藤の場面を用意し、主体的な発言を促す。問題の解決方法を教えるのではなく、解決は参加者に任せる。

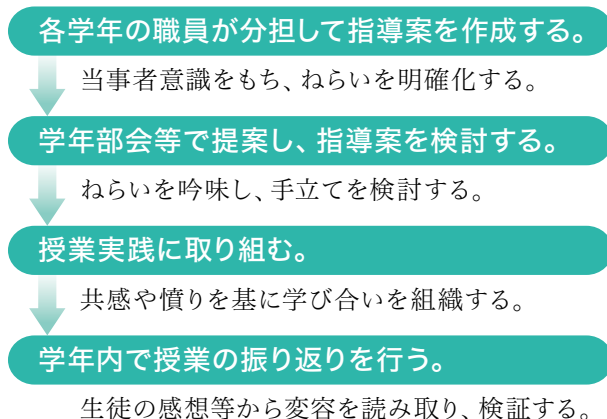
※ファシリテーターの役割を果たす上では、自らもその場から学ぼうとする態度が特に重要となる。

※詳細は「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次取りまとめ〕～実践編」（文部科学省H20.3）参照

3 授業づくりに関する研修

授業公開を前提として複数の教職員で同じ題材等の指導案を作成し、ねらいや展開について意見交換をしながら、多様な見方・考え方に学び合う研修を進めることが大切です。

学年で協働した授業づくりの例



授業実践に当たっては、差別の現実に関し、授業者自身が当事者意識をもちましょう。差別は差別する側の問題です。差別を自己の問題と捉え、人権感覚を磨くことが大切です。

そのためには、自分の価値観を絶対視せず、全職員で協働して授業づくりを進めたり、「学び直し」をしたりしていくことが大切です。

※授業実践に当たっては、新潟県同和教育研究協議会が発行している「生きる」シリーズ等、児童生徒の心に響く有効な指導資料を活用することが大切です。

2 高等学校における効果的な研修

成人を目前としたこの時期における人権教育は、生徒の人権感覚の形成（完成）にとって極めて重要です。このことを全教職員で意識して、効果的な研修を行いましょう。

1 研修主題の設定

新潟県人権教育基本方針や学校の教育目標を踏まえ、生徒の実態や学校の特性、地域の実情等を十分考慮した上で、「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」に掲げられた人権課題の中から研修で取り上げる人権課題を選び、研修の主題を設定します。

特に、生徒の大半が就職を希望している学校においては、高等学校における人権教育が、人権問題について生徒が体系的に学ぶ最後の機会となることを踏まえ、就職差別の問題を主題として設定するなど、生徒の進路保障に直結するような人権教育の研修であることが必要です。

また、デートDV（恋人同士での身体的、精神的、性的暴力等）や、HIV（後天性免疫不全症候群）感染者に対する差別の問題は、小・中学校ではあまり取り上げられない研修主題だと思われますが、高等学校では、生徒がいつ問題の当事者になったとしてもおかしくありません。これらの主題を積極的に取り上げることも有意義です。

なお、どの人権課題を研修主題として設定したとしても、最終的には、教職員がその人権問題について自らの言葉で生徒に自信をもって語ることができるよう、研修は人権教育の指導者の養成の場で行わなければならないことは言うまでもありません。

2 研修形態と留意点

学校の規模や設備の状況にもよりますが、研修形態としては次のようなものが挙げられます。

(1) 講演を中心とした研修

一度に多くの人に対して同じ内容を伝えることができるので効率がよい研修形態と言えますが、講師から参加者への一方的な知識伝達にとどまる可能性もあります。

講師については、県教育委員会の人権教育担当者等に相談して決めるのもよいでしょう。

留意点

- ・「差別の現実学ぶ」という観点から、なるべく被差別の当事者に講師になってもらう。
- ・講演終了後に質疑応答の時間を設ける。
- ・受講者が講演を聴いて何に気づき、どのように変容したかを把握するため、研修終了後に振り返りアンケートを実施する。

(2) 視聴覚教材を活用した研修

講演と同様、一度に多くの人に対して同じ内容を伝えることができ、講師の手配が難しい場合でも実施が可能であるため効率のよい研修形態です。しかし、講演会に比べ、受講者の共感的な理解に訴える面が弱くなる傾向があります。

教材については、県の福祉保健部福祉保健総務課人権啓発室でも貸出を行っているので、ぜひ御活用ください。(p36参照)

留意点

- ・研修会担当者は、事前に視聴覚教材の内容を十分に把握しておく。
- ・主題となる人権課題について、なるべく最新の状況を反映した視聴覚教材を使用する。
- ・視聴覚教材の確保の容易さを優先して研修内容を決定しない。
- ・講演と同様、研修終了後に振り返りアンケート等を実施する。

(3) 参加体験的な要素を取り入れた研修

講演を中心とした研修や視聴覚教材を活用した研修は、教職員の人権に関する知的理解が深まることが期待できますが、それだけでは、教職員の豊かな人権感覚の醸成には結び付きません。ワークショップやディベート、ロールプレイなどの体験的な活動を研修に取り入れることで、参加者自身に気付きが生まれます。参加者同士の意見を尊重し、そこで得られた気付きを共有しながら問題解決に向けて話し合いをすることで、参加者の意欲や行動力が高まることが期待できます。また、人権課題を抱えた現地に出向き、当事者等から直接話を聞くなどのフィールドワーク（現地研修）を行うことも有効です。

留意点

- ・参加者の気付きや学びが独りよがりにならないよう、他者の意見にも謙虚に耳を傾けるようにする。
- ・ゲーム的要素を重視し過ぎると、参加者は単にそれが楽しいというだけで満足しがちで、真の意味での人権感覚の醸成には結び付かない。
- ・人権学習を行う際に、教職員自らがファシリテーター（学習の促進者）となって体験的な活動を取り入れるなど、研修の成果を授業に生かす。

参加体験的な要素を取り入れた研修の具体例

- 1 研修主題 「就職差別問題を考える」
 - 2 研修内容
 - ① 社用紙（会社独自の履歴書）と「全国高等学校統一応募用紙」を比較し、両者の相違点を参加者が指摘し合い、社用紙がなぜ差別につながるのかについて意見を述べる。
 - ② 面接における不適切な質問例を基に、参加者同士で役割を決め「模擬面接」を行う。役割は途中で入れ替え、どの参加者も、企業側・生徒側それぞれの立場を体験する。模擬面接終了後、その面接についてどのように感じたか、参加者が意見を述べ合う。
- ※①・②のいずれについても、出た意見を模造紙にまとめて教務室内に掲示したり、人権教育ニュースとして教職員に配付したりすることで、体験によって得られた気付きを全教職員で共有することができます。

参考：グループ活動を効果的に進める指導例

「はしご形ランキング・ダイヤモンドランキング」

- ・特定の情報を提供しようとしたり、小グループで焦点化して討議を行うよう促したりするのに有効な方法です。

<方法>

- ・それぞれの小グループにカードを1セットずつ準備してください。1セットは9枚のカードから成ります。学習者に議論してもらいたい話題に関連する、短く単純な単語を9つ準備して、各カードに1つずつ書きます。

カードの内容例

短文：「世界人権宣言」や「児童の権利に関する条約」の条文等

単語：日本国憲法にある基本的人権で大切だと思うもの

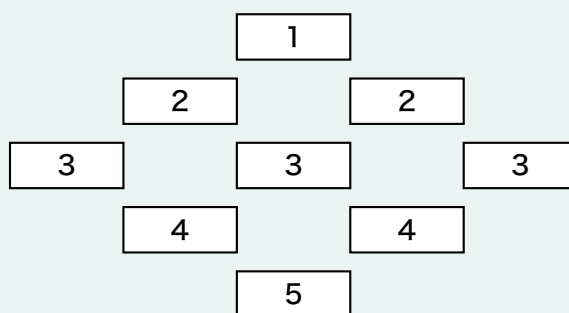
(教育を受ける権利、住居・移転の自由、男女平等権、職業選択の自由、財産権、選挙権、生存権、個人の秘密を守る権利、幸福追求権 等)

- ・各グループで、9つのカードを重要さの順で並べます。並べ方は、はしご形でも、ダイヤモンド形でもかまいません。また、合意形成のための機会を提供します。

※話し合う際は、「他の人の考えを批判しない」、「メンバーの合意の下に決める」こととする。

- ・グループごとに、合意したカードの位置付け及びその理由を発表する。
- ・活動を振り返り、各自が感じたことを発表する。

<カードの並べ方>



※詳細は「人権教育の指導方法等の在り方について[第3次とりまとめ]～実践編」(文部科学省H20.3) 参照

(4) PTAと連携した研修

生徒が、今、直面している人権課題を主題として行う研修の場合は、PTAと連携して行うことも効果的です。課題解決のためには、保護者の協力が必要不可欠だからです。教職員と保護者が問題意識を共有し、課題の解決に向けて、教職員として何ができるか、保護者として何ができるのかを、互いに率直に語り合える活動の場を設けることは、意義深い研修となります。

留意点

- ・保護者が参加しやすいよう、研修会の開催日を考慮する。
- ・「守秘義務」(地方公務員法第34条)に十分留意する。

※PTAとの連携については、Ⅱ-3「校種間、家庭・地域、関係機関との連携」も参照してください。

3 社会教育の場を生かした効果的な研修

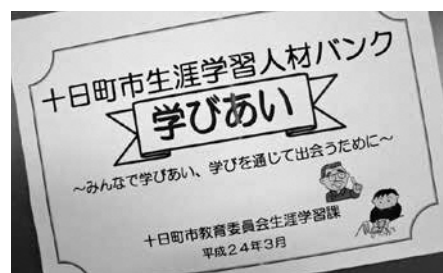
人権について学ぶことは、社会教育の場でも重要な学習課題です。

公民館、図書館、博物館といった社会教育施設で行われる学習事業や、それらの施設がもつ学習資源・情報には、教職員の研修に活用できるものがあります。そして、社会教育の場で行われる学習事業に参加することは、一人の人間としての成長を促し、人権感覚を醸成していく大切な機会となります。積極的に参加しましょう。

1 研修に活用できる社会教育行政や施設の情報・資源

○市町村教育委員会や公民館等が情報収集・整理した「人材バンク」「講師情報」

掲載されている講師・人材には、その市町村で積極的に人権課題の解決に取り組んでいる実践者や研究者等が含まれています。ぜひ教職員の研修に活用してください。多くの場合、冊子が学校に配付されています。



○視聴覚ライブラリー・センターが保有する視聴覚教材

同和問題をはじめ様々な人権課題をテーマにした教材が所蔵されています。教職員の研修や授業実践に、積極的に活用してください。多くの場合、教材目録が学校に配付されています。



○新潟県生涯学習情報提供システム「ラ・ラ・ネット」

<http://www.lalanet.gr.jp/>

全県的な指導者情報や視聴覚教材の情報を提供しています。地元の市町村が保有している情報だけで不足の場合は、ぜひ活用してください。学習相談にも応じてくれます。

2 社会教育行政や施設が提供する学習機会を利用した研修

社会教育行政

- 新潟県教育委員会が主催し、地域の住民として誰でも参加可能な、人権教育、同和教育の研修会を開催しています。(社会同和教育市町村巡回研修会、人権教育指導者研修会)
- 教職員とは異なる立場の人と行う研修は、校内研修では得がたいことを学べる効果があります。(下は令和元年度柏崎会場でのグループワーク)



公民館

- 公民館が主催する人権講座の多くは、専門的な講師を招いて開催されることから、様々な人権課題についての理解を深め、人権感覚を養う絶好の機会となります。



- 講座等の参加者同士で人権に関する考えを話し合うことは、身近な地域における課題を把握するための貴重な機会となります。

図書館

- 図書館には様々な人権課題に関する資料があり、自主的な学習に活用できます。所蔵されていない資料を他の図書館に問い合わせることもできます。



- 行政資料や地域資料から、その市町村の人権課題に対する姿勢や施策を学んだり、その市町村の歴史や風土を踏まえて人権課題の理解を深めたりすることができます。

博物館・資料館

- 歴史や民俗に関する展示資料からは、様々な人権課題がどのような経緯を経て現在に至ったのかなどを理解するヒントが得られます。
- 県内の特徴的な施設としては、新潟県の重要な人権課題である新潟水俣病を取り扱っている「新潟県立環境と人間のふれあい館」(新潟市)があります。



人権教育、同和教育に関する新潟県及び新潟県教育委員会作成資料

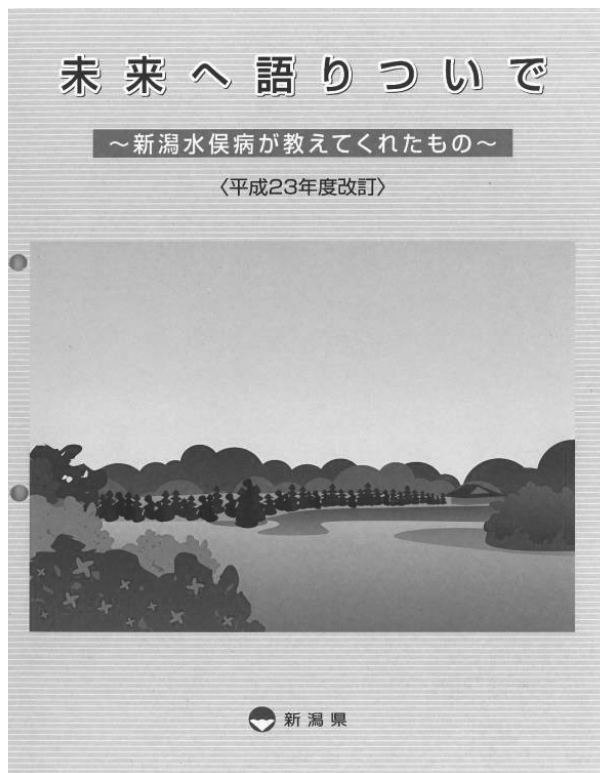
資料1 社会同和教育学習資料 「わたしとあなたのために 今」



資料2 拉致問題学習資料 「北朝鮮当局による『日本人拉致問題』学習資料集」



資料3 新潟水俣病学習資料 「未来へ語り継いで」



資料4 新潟水俣病学習資料 「現場から学ぶ新潟水俣病」



資料1を御覧になりたい方は、県教育委員会生涯学習推進課 (p36参照) までご連絡ください。
資料2～4については、新潟県のホームページからダウンロードできます。

IV章 個別の人権課題解決のために

新潟県では、インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発の推進をはじめ、様々な分野別人権施策を挙げています。どの人権課題も喫緊の課題であり、解決に向けた取組を進めることが大切です。



<インターネットによる人権侵害>

高度情報化社会の進展に伴い、パソコンやスマートフォン等によるインターネットの利用は広く普及しています。しかし、ネットいじめ、ヘイトスピーチ、障害者や同和問題等に関する差別的な書き込みなど、他人を誹謗中傷し、不当な差別的取扱いを助長・誘発する様々な有害情報等がブログやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に掲載されるといった深刻な問題が発生しています。インターネット、SNS等の普及と拡大は、あらゆる人権課題において、人としての尊厳や社会生活を暴力的に侵害する状況を作り出してきており、人権をめぐる新たな危機への対応が必要となっています。

インターネットは、正しく活用すれば大変便利なツールですが、一歩間違えると人権侵害や差別拡散を招くツールになりかねません。児童生徒を取り巻く身近な人間関係に重大な影響を及ぼしかねないことから、インターネットの正しい活用の仕方については、学校で適切に指導することが必要です。児童生徒が自らの判断で、人権に配慮して適切に利用できる力を身に付けられるよう発達段階に応じて、繰り返し指導することが大切です。

学校においては、次の事項について推進していきます。

- インターネット上でのトラブルへの対処のために、相談窓口の活用について啓発します。
- インターネット上でのトラブルや人権侵害に関する授業実践にあたっては、子どもや地域の実態を踏まえた全体計画や年間指導計画を作成した上で、計画的に取り組めます。
- 個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、インターネットによる人権侵害となる行為を防止するための教育を行います。その際、「相手の立場」や「先のこと」を考える力や、トラブルを回避する力を身に付けるための指導を行います。

<分野別人権施策の推進>

1 女性

1 現状と課題

一人一人が生き生きと安心して暮らすためには、男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくりが求められています。そのため、男女がそれぞれの特性や違いを受け止め、互いに理解・尊重し、協力し合う心や実践的態度を育成する必要があります。

本県では平成13年に「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」を策定し、平成14年には「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定しました。さらに、この条例に基づき、平成18年に「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定しました。その後も随時、内容の見直しを図り、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策を推進してきました。

このような取組により、女性の社会参画が着実に進んでいますが、現実の生活の場においては、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度や慣行が、男女が自らの意思で多様な生き方を選択できる社会の実現を難しくしています。また、女性への暴力が深刻な人権侵害となっているなど、男女平等の達成に向けて、解決しなければならない課題が多く存在しています。

2 学校等における推進方策

- 男女共同参画社会の実現に向けて、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力、家庭生活の大切さ、家族の一員としての役割を果たしながら家庭を築くことの重要性等について、学習の充実を図ります。
- 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した主体的な生き方を選択できるよう、進路指導の充実を図ります。
- セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等、女性に対するあらゆる暴力の防止のための学習機会の充実を図ります。

2 子ども・若者

1 現状と課題

価値観の多様化、核家族化・少子化の進行並びに情報化の進展等、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中、児童虐待、いじめ、体罰、有害情報の氾濫や性の商品化など、子どもの人権侵害が深刻な問題となっています。

特に、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、国民的な課題として社会総がかりで対応する必要があるため、「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月に成立しました。

また、平成21年に制定された子ども・若者育成支援推進法において、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援等の取組が示されたように、今日では、引きこもりや貧困など「若者」をめぐる課題も深刻化しています。

さらに、児童虐待に関する相談件数は増加を続け、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件が後を絶たず、社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

平成28年に児童福祉法が改正され、それまで「保護の客体」とされていた子どもが「権利の主体」であることが明確にされ、令和元年の改正では、親権者等による体罰の禁止が明文化されました。

子どもの人権が尊重されるため、「児童の権利に関する条約」の理念を基本とした人権教育・啓発を推進するとともに、人権を侵害された子どもへの援助体制の整備・強化が求められています。

2 学校等における推進方策

◇いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる問題」であることを十分認識し、早期発見・即時対応に努めることが大切です。

◇児童虐待については、親権者等からの体罰は禁止されていることなど、法律内容等の理解の促進や相談窓口の周知に努めるとともに、学校及び教職員には早期発見の努力義務及び通告義務があることを十分認識し、組織的かつ速やかに対応することが大切です。

○子どもの人権に十分配慮し、一人一人を大切にしたい学校等の運営や教育指導が行われるよう配慮します。

○自他の権利を大切にするとともに、社会の中で果たすべき義務や責任についての学習を実施します。

○各学校で策定する「学校いじめ防止基本方針」等に基づいて、いじめ防止のための取組、早期発見・即時対応の在り方、教育相談体制、校内研修等を整備し、いじめ問題等諸問題の解消と未然防止に努めます。

○児童虐待の未然防止、早期対応と適切なケアのため、教職員の共通理解・共通行動を図ります。

○性暴力、性被害の未然防止のため、子どもの発達段階に応じた性に関する適切な指導を実施します。

3 高齢者

1 現状と課題

本県の高齢化率(65歳以上が全人口に占める割合)は、令和2年には33.0%(全国28.7%)となり、全国に比べ早く進行しています。今後、更なる高齢化の進行に伴い、介護を必要とする者の発生率の割合が高くなる後期高齢者の増加が見込まれるとともに、認知症高齢者数も増加するとされています。

高齢者が尊重される社会の実現や高齢者の福祉に関する啓発に関しては、国においては、毎年12月4日から10日までの「人権週間」や毎年9月15日から21日までの間の「老人の日、老人週間」を中心に、年間を通じ、講演会の開催、新聞広告やポスター掲示により、国民の関心と理解を深めるための啓発活動を行っています。当県においても、関係機関・関係団体等と連携し、敬老行事の実施、情報誌の発行等により、広く県民の敬老意識や長寿社会への理解・関心を高めるための啓発活動に取り組んでいます。

また、平成18年度から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」が施行され、当県においては、「新潟県高齢者総合相談センター」や市町村の地域包括支援センターによる総合相談体制の整備、苦情処理制度の周知、高齢者虐待防止に関する研修会の開催、介護サービス関連情報の提供体制の整備、福祉サービス提供事業者に対する指導監査体制の強化、成年後見制度の普及等に取り組んでいます。

高齢者が疾病や加齢によって心身の機能が低下しても、尊厳をもって生活を続けていくことができるよう、地域社会全体で支える仕組みを構築することが重要な課題です。

2 学校等における推進方策

- 高齢化の進行を踏まえ、教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てます。
- 高齢社会に関する理解や介護・福祉の問題等について知識、技術を習得するための学習の充実を図ります。
- 優れた知識や経験等をもつ高齢者を指導者等として依頼し活用します。
- 高齢者との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流を図る機会を充実させます。

4 障害者

1 現状と課題

平成23年に「障害者基本法」が改正され、日常生活または社会生活において障害者が受ける制限は社会のあり方との関係によって生ずるという、いわゆる「社会モデル」に基づく障害者の概念や、「合理的配慮」の理念が盛り込まれました。さらに、平成28年、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを目的とし、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に努めなければならない旨が規定されました。

しかし、依然として障害者を取り巻く社会環境には、建物内や歩道の段差といった物理的な障壁、障害を理由に資格や免許を与えない制度的な障壁、音声案内や手話通訳などがないことなどによる文化・情報面の障壁、障害者に対する偏見や差別意識等の心の障壁など、障害のある人が地域社会で暮らし、社会生活のすべてに平等に参加するために取り除かなければならない多くの障壁があります。

これらの障壁を取り除くとともに、障害のある人が、必要とするサービスを選択し、利用しながら地域で自立して生活できるようにするための支援や取組の充実が求められています。

2 学校等における推進方策

- 障害のある子どもが一貫して適切な支援を受けられるよう、学齢期では「個別的教育支援計画」に基づき、教育、保健、福祉、医療、労働等が連携した支援体制構築に努めます。
- 交流教育をとおして、障害のあるなしにかかわらず児童生徒がお互いを尊重するノーマライゼーション実現のための取組を一層推進させるため、子どもたちが共に学び共に活動する場や機会の充実に努めます。
- 教職員の専門性や指導力の向上を図り、児童生徒一人一人の状態や能力及び適性等に応じた適切な指導や必要な支援の充実を図ります。

5 同和問題

1 現状と課題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題です。

昭和35年、総理府に同和問題解決に資するための同和对策審議会が設置され、昭和40年に同審議会は「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識に立って、環境改善、社会福祉等の広い分野における総合的な施策の方向を示しました。

この答申を具体化するため昭和44年に「同和对策事業特別措置法」が制定され、その後、「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が施行され、各種同和对策事業が実施されてきましたが、平成14年3月末「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効したことに伴い、特別対策事業は終了し、その後は一般対策で対応することとなりました。

しかし、全国的にみれば、結婚差別をはじめとして、企業における就職差別、同和地区出身者に対する差別的な発言や落書き、インターネット等に差別的な情報を書き込むなどの行為が後を絶ちません。

平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、現在もなお部落差別が存在することが明記されました。部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現していくことを基本理念とし、地方公共団体は地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものと規定されました。

本県においては、これまでも同和問題の解決に取り組んできましたが、生活環境、産業、就労、教育面での残された課題や、教育現場等における差別事象の発生など、未だ同和問題が解消したとは言えない現状にあり、引き続き問題解決に向けた積極的な取組が必要です。

同和問題への理解を深め、また同和地区関係者に対する偏見や差別をなくすための教育を更に推進しなければなりません。

2 学校等における推進方策

- 児童生徒に、同和問題についての正しい認識と確かな人権感覚を身に付けさせるため、各学校での充実した授業づくりに向けて、「生きるI～V」（新潟県同和教育研究協議会作成教材）を活用するなどして、内容の充実に努めます。
- 人権尊重の精神を育むため、人権教育、同和教育の全体計画や年間指導計画に基づき、学校の教育活動全体を通じて指導の充実を図ります。
- 教職員が、同和問題への理解と認識を深め、実践への意欲や指導力の向上を図ることができるよう、校内研修や差別の現実に学ぶ現地研修等に積極的に取り組みます。

6 外国人

1 現状と課題

交通手段や情報通信技術の進歩などにより、人・もの・情報の国境を越えた大規模な移動が可能となり、グローバル化が進展しています。

人口減少や高齢化が進行する中、人権が尊重される多文化共生社会の大切な構成員として、また、地域経済を支える貴重な人材として、外国人の役割は重要性を増しています。外見や言語及び生活習慣等の違いなどから生ずる偏見・差別等様々な問題に適切に対応することが必要となっており、県民の国際理解の推進や意識啓発、外国人が安心して暮らせる環境の整備などにおいても、民間団体、教育機関、行政がパートナーシップにより取り組んでいく必要があります。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが発生しています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与え、人としての尊厳を傷つけており、その解消に向けて、平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が制定されました。

2 学校等における推進方策

○学校の教育活動全体を通じ、幅広い視野を持ち、異文化を尊重するとともに、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度やコミュニケーション能力を育成する学習を行います。

○外国籍の人たちとの交流活動をととして、国家、民族、人種に対する偏見や先入観を排除し、互いの基本的人権を尊重し合う態度の育成に努めます。

7 感染症患者等

1 現状と課題

医学医療の進歩や衛生水準の向上により、多くの感染症が克服されてきた一方、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、感染症は今なお人類に脅威を与えています。また、医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識などを理由として、今も感染症の患者やその家族に対するいわれの無い差別、偏見、誹謗中傷、デマの拡散等が発生しています。

未知のウイルスによる新興感染症や、再興感染症については、21世紀に入ってから発生しており、令和2年に国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症に関して、感染者や、その家族などの濃厚接触者等、治療・対策に関わった方々等に対して、様々な人権侵害事案が発生しました。このため、令和3年、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、差別的取扱い等の防止について地方公共団体の責務が規定されたところです。

また、HIV感染者・エイズ患者等に対しては、病気に対する正しい知識が不十分なことによる誤解や、それに基づく差別や偏見が依然として残っています。

ハンセン病については、平成13年にハンセン病に対するこれまでの国の方針について、熊本地裁において違憲性を認める判決が出され、同年にハンセン病患者・元患者の名誉回復及び福祉の向上を図ることを目的とした「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。さらに、令和元年6月に確定したハンセン病家族国家賠償請求訴訟の

判決では、「国をあげて患者・患者家族の境遇をふまえた人権教育などの普及活動を行う」と示されました。

これらの感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれている状況を踏まえ、今後とも、感染症の患者・元患者やその家族等に対する差別等を解消し、人権に配慮した感染症対策の推進、社会復帰や福祉対策の充実等が求められています。

2 学校等における推進方策

- 新興感染症についての正しい理解に努めるとともに、不正確な知識や誤った情報等に対する正しい判断力を育成し、新興感染症感染者等に対する差別・偏見について指導の充実を図ります。
- HIVやエイズ、ハンセン病等についての正しい知識・理解に努めるとともに、学校教育活動全体の中で、HIV感染者やエイズ患者、ハンセン病患者等に対する偏見・差別について指導の充実を図ります。

8 新潟水俣病被害者

1 現状と課題

新潟水俣病被害者の問題は新潟県に特に関係の深い人権課題です。

新潟水俣病は、旧昭和電工鹿瀬工場からメチル水銀を含む工場排水が、阿賀野川に排出されたことにより発生しました。(昭和40年6月公式発表)

日本の四大公害病の一つにも数えられている新潟水俣病は、住民の健康被害だけでなく、偏見や差別による地域の分断をもたらしました。

昭和48年の被害者団体と昭和電工の補償協定締結、平成7年の政治解決、平成21年の「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等により、水俣病被害者の救済が図られてきましたが、新潟県では被害の発生から50年以上を経てもいまだ解決には至っておらず、また、今なお、新潟水俣病への理解が十分ではないことなどから、いわれのない偏見や差別をおそれ、被害の声をあげることでできない人や、病気を隠し続けたまま亡くなった人もいるといわれています。

新潟水俣病問題は、公害の発生に伴った差別や偏見等により、人々の絆が奪われる不幸な経験となりました。この教訓を生かし、「水俣病はどのような病気なのか」「被害者はどのような気持ちで裁判に訴えざるを得なかったのか」などについて、多くの人たちに正しい知識を広め、理解を深めていく必要があります。

2 学校等における推進方策

- 「新潟県立環境と人間のふれあい館」を効果的に活用し、新潟水俣病への理解を深めるとともに、新潟水俣病被害者に対する偏見や差別をなくす学習の充実を図ります。
- 新潟水俣病問題についての学習活動をととして、次代を担う子どもたちの関心と理解を深めることに努めます。そのために、「新潟水俣病の教訓を後世に伝えるために～新潟水俣病教師用指導資料集～」、小学校教育副読本「未来へ語りついで～新潟水俣病が教えてくれたもの～」、中学校副読本「新潟水俣病のあらまし」、新潟県福祉保健部のリーフレット「誰もが安心して暮らせるために」等を積極的に活用した学習を進めます。

9 北朝鮮による拉致被害者

1 現状と課題

北朝鮮による拉致被害者は新潟県に特に関係の深い人権課題です。

平成14年9月17日に行われた日朝首脳会談において北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）が公式に拉致を認め、交渉の結果、5人の拉致被害者の帰国が24年ぶりに実現しました。

国は拉致問題を日朝間の最優先課題と位置付けましたが、拉致被害者のうち帰国が実現したのは本県出身の3人を含むごく一部であり、それ以外の人は正確な情報がないまま安否確認すらなされていない状況です。

また、帰国した被害者の家族は依然として北朝鮮に残されたままであり、離ればなれの生活を余儀なくされています。

拉致問題は重大な人権の侵害であり、解決に向けて国の毅然とした対応が求められるとともに、帰国した拉致被害者とそのご家族に対しては、安心して自立した生活を送ることができるよう、適切な支援を行っていく必要があります。

また、拉致問題の解決には、国の取組を後押しする国民世論の高まりが必要であることから、一人でも多くの県民に、拉致問題が全面解決するまで関心をもち続けてもらえるように、拉致問題をテーマとした県民集会やパネル展の開催、啓発ポスターの作成等の啓発事業が実施されています。

2 学校等における推進方策

- 児童生徒の発達段階や学校、家庭、地域の実態に配慮しながら、拉致問題を人権課題の一つとして捉える学習を実施します。
- 人権教育の視点に立ち、被害者や被害者家族の心の痛みや叫びに共感する心情の育成を基盤に据えた取組を行います。
- 文部科学省選定作品「北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ『めぐみ』」、新潟県教育委員会作成の「北朝鮮当局による『日本人拉致問題』学習資料集」「曽我ひとみさんによるメッセージ動画及び拉致問題学習指導例の活用について」等を活用し、拉致問題についての正しい理解を図り、関心を深める取組を行います。

10 犯罪被害者やその家族

1 現状と課題

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のみならず、これに附随して生じる精神的・経済的被害等様々な被害を受ける場合があります、また、マスメディア・SNSによるプライバシーの侵害や名誉毀損、過剰な取材により私生活の平穏の侵害を受けるなどのケースが指摘されています。

最近では、犯罪被害者やその家族に対する配慮と保護を図るため、刑事手続き等関連する法改正が行われていますが、制度面だけでなく、被害者の人権に対する理解が、犯罪被害者やその家族に接する職員をはじめとして、広く県民にも求められています。

2 学校等における推進方策

- 犯罪被害者やその家族の人権侵害について、正しい理解を深める学習を行います。
- 犯罪の被害にあった人の置かれている状況を理解し、支援に協力していく態度の育成に努めます。
- 犯罪被害者等である児童生徒には、十分な配慮の上で丁寧に対応できる相談体制等の整備に努める必要があります。

11 刑を終えて出所した人等

1 現状と課題

刑を終えて出所した人、執行猶予の判決を受けた人、非行や犯罪を犯した少年などが社会の一員として立ち直ろうとしても、地域社会における誤った認識や偏見によっては、更生への妨げや人権が侵害される恐れがあります。

また、刑を終えて出所した人等の家族についても、その家族であるという理由により、差別的な扱いを受けるなど人権が侵害されることがあります。

このため、地域社会の理解と協力が必要であり、刑を終えて出所した人等に対する差別や偏見を解消するための啓発が必要です。

2 学校等における推進方策

- 刑を終えて出所した人やその家族に対する人権問題について理解を深め、偏見や差別を解消するための学習を行います。

12 性的指向・性自認を理由とする偏見や差別

1 現状と課題

性的指向とは、恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念であり、性自認とは、自己の性をどのように認識しているかを示す概念です。

平成16年に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」で、性同一性障害の人の性別の取扱いの変更が規定され、さらに平成20年に要件が緩和されました。また、令和元年に世界保健機関（WHO）が作成する国際疾病分類が改定され、性同一性障害は、精神障害の分類から除外されました。

同性愛等の性的指向の人や、生物学的な性と性の自己意識が異なる人に対して、周囲の理解が十分ではないことから、偏見や差別により、人権に関わる問題も発生しています。現在、このような理由による差別的取扱いは不当なことであるという認識が広がり、差別解消に向けた動きも活発化していますが、依然として偏見や差別はなくなりません。性に関する多様性を多くの人が認識し、理解を深めるための啓発が必要です。

2 学校等における推進方策

- 児童生徒の心情に配慮した支援、教職員を対象とした研修機会の積極的な確保、偏見や差別を解消する教育を行います。
- 文部科学省周知資料（H28.4.1）「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」（教職員向け）を踏まえ、児童生徒への特有の支援（学校における支援体制、医療機関との連携、学校生活の各場面での支援、卒業証明書等）、相談体制等の充実に努めます。

13 様々な人権問題

1 現状と課題

前述のほか、アイヌの人、在日韓国・朝鮮の人、ホームレスの人、中国残留邦人などに対する偏見や差別、また東日本大震災に起因する偏見や差別その他の様々な人権問題についても、それぞれの問題の状況に応じて適切な取組を行うことが必要であり、あらゆる機会を通じて、偏見、差別を解消し、人権意識の高揚を図るための施策を推進します。

2 学校等における推進方策

- アイヌの人、在日韓国・朝鮮の人、ホームレスの人、中国残留邦人、東日本大震災等で被災した人等、困難な状況の下にある人々の苦境や心情に対する理解を深め、偏見や差別をなくす学習を行います。

問い合わせ先

☆ 人権教育・啓発ビデオ・DVDの貸出

新潟県福祉保健部福祉保健総務課 人権啓発室

(<http://www.pref.niigata.lg.jp/sec/fukushihoken/video-moushikomi.html>)

電話 025-280-5181 FAX 025-280-5742

E-mail ngt040210@pref.niigata.lg.jp

☆ 新潟県教育委員会内人権教育班

電話 025-280-5607 FAX 025-285-8087

☆ 新潟県教育委員会生涯学習推進課

電話 025-280-5616 FAX 025-284-9396

☆ 新潟県立環境と人間のふれあい館（新潟水俣病資料館）

(<http://www.fureaikan.net>)

電話 025-387-1450 FAX 025-387-1451

☆ 新潟県人権・同和センター

電話 025-211-4740 FAX 025-211-4739

参考資料紹介（リンク集）

◇ 文部科学省

- 1 人権教育に関する特色ある実践事例
- 2 情報モラルに関する指導の充実に資する
〈児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導手引き〉・
〈保護者向けの動画教材・スライド資料〉 等



1は全国の特徴ある実践事例と解説コメント、2は動画、指導手引き、ワークシートなどがあります。

◇ 新潟県教育委員会（義務教育課）

- ・ 人権教育、同和教育



新潟県人権教育基本方針や拉致問題学習資料集などを掲載しています。

◇ 深めよう 絆 にいがた県民会議事務局（新潟県教育庁生徒指導課）

- ・ 新潟県いじめ対策ポータル 教員の方向け資料



SNS教育プログラムや「SOSの出し方」に関する授業などの授業案や指導資料があります。

◇ 神奈川県教育委員会

- ・ 人権教育学習教材の紹介



個別の人権課題の授業案や指導資料です。毎年度作成されています。

◇ 奈良県教育委員会

- ・ 奈良県先生応援サイト 人権教育学習資料集『なかまとともに』



校種別の個別の人権課題を扱った指導案集です。

◇ 和歌山県教育委員会

- ・ 人権教育研修資料、人権学習パンフレット等



人権学習の実践事例集、指導の手引き、人権学習のパンフレット等が掲載されています。

◇ 宝塚市教育委員会

- ・ 「性の多様性」の指導に関する教職員向け手引き書



「性の多様性」に関する指導について、就学前・小・中学校の保育・授業実践例を示しています。

参考にしたい主な法令・資料等

- 「日本国憲法」(昭和21年)
- 「世界人権宣言」(昭和23年 国連総会採択)
- 「同和対策審議会答申」(昭和40年)
- 「同和教育基本方針」(昭和53年 新潟県教育委員会)
- 「子どもの権利条約」(平成元年 国連総会採択)
- 「地域改善対策協議会意見具申」(平成8年)
- 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画(平成9年 人権教育のための国連10年推進本部)
- 「人権擁護推進審議会答申」(平成11年)
- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年)
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年 閣議決定)
- 「人権教育のための世界計画 第1フェーズ～第4フェーズ」(平成17年～)
- 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」(平成20年 文部科学省)
- 「いじめ防止対策推進法」(平成25年)
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年)
- 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」(平成28年)
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年)
- 「人権教育、同和教育に関する教職員意識調査報告書」(令和2年 新潟県教育委員会)
- 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年)
- 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(令和元年)
- 「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」(令和3年2次改定 新潟県)
- 「新潟県人権教育基本方針」(令和3年改定 新潟県教育委員会)
- 「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」(令和3年)

人権教育「教職員研修の手引き」

令和4年3月発行

新潟県教育委員会

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

TEL 025-285-5511